

# 海上自衛隊幹部候補生学校一般課程第20期生会会則

	昭和45.3.26	制定
平成2.2.27		第1次改正
5.4.1		第2次改正
9.7.1		第3次改正
11.5.22		第4次改正
14.5.18		第5次改正
18.3.25		第6次改正
24.3.20		第7次改正
28.3.20		第8次改正

## 目 次

第1章	総 則
	(名称)(目的)
第2章	会 員
	(会員の区分)(会員の特典)(正会員の義務)
	(退会)(抛出品等の不返還)
第3章	機関等
第1節	役 員
	(役員)(会長)(本部役員)( <b>地区幹事・地区副幹事</b> )
	(役員任期及び交代)(役員選出)
第2節	総会・地区集会
	(地区等)(総会)(本部役員会)(地区集会)
第4章	本会の活動
	(事業)(事業報告)
第5章	会 計
	(会費)( <b>慶弔基準</b> )
第6章	特別規則
	(会則の改正)(リコール等)(解散及び残余財産の処分)
附 則	
	( <b>施行期日</b> )( <b>ホームページの運営期間</b> )( <b>会員名簿の発行</b> )( <b>会則の見直し</b> )(役員等の交通費等支弁)
別 紙	「慶弔基準」

## 「にれのき会会則 # 8 改正 28.3.20」のスケジュール

(# 8 改正担当：2013.2.1 三橋副会長⇒2015.1.7 佐能副会長)

1. 2013 (平成25年) . 2. 1  
「にれのき会会則第8次改正 牧本私案 130201」作成
2. 2013 (平成25年) . 2. 20  
「にれのき会会則第8次改正 牧本私案 130201」を本部役員 (三橋副会長・佐能副会長第一代理・堀井庶務幹事・秦会計幹事・竹盛会計幹事第一代理・河邊会計幹事第二代理・牧田HP管理者) 会にて検討し、「にれのき会会則第8次改正 牧本私案 130220 修正版」を策定
3. 2013 (平成25年) . 2. 21～3. 1  
「にれのき会会則第8次改正 牧本私案 130220 修正版」を本部役員 eメール審議し、「にれのき会会則第8次改正 130301 本部案」を策定
4. 2014 (平成26年) . 5. 28～6. 30  
「にれのき会会則第8次改正 130301 本部案」を本部役員 eメール審議し、「にれのき会会則第8次改正 140620 本部案」を策定
5. 2014 (平成26年) . 7. 20  
「にれのき会会則第8次改正 140620 本部案」を元にし、「にれのき会会則第8次改正 140720 本部案」を本部役員会確定  
[註] 黄色塗潰し朱字ハ第8次改正 140720 本部案デアル。
6. ~~2014年(平成26年)秋~~ \* 三橋副会長の体調不良  
2015 (平成27年) . 1. 25～3. 1  
「にれのき会会則第8次改正 140720 本部案」を“にれのき”会役員 (牧本会長・佐能副会長・堀井庶務幹事・秦会計幹事・竹盛会計幹事第一代理・河邊会計幹事第二代理・牧田HP管理者・福元HP副管理者・細野北海道東北地区幹事・栖原同地区副幹事・松原関東北部地区幹事・高岡同地区副幹事・本間関東南部地区幹事・沖同地区副幹事・若杉同地区副幹事・鶴田近畿中部地区幹事・村川同地区副幹事・松本中国四国地区幹事・田中同地区副幹事・米永九州沖縄地区幹事・真角同地区副幹事) eメール審議
7. 2015 (平成27年) . 3. 15  
改正の理由 (“毎年の年度会計報告費”と“三年毎の会員名簿発行費”が無い。) が消失した「にれのき会会則第8次改正 140720 本部案」を廃止した。そして、「にれのき会会則第8次改正 150301 本部案」を本部役員会で eメール審議し、「にれのき会会則第8次改正 150315 本部

案」を策定した。

[註] 黄色塗潰し朱字ハ第8次改正 150315 本部案デアル。

8. 2015 (平成27年). 3. 15 ~ 4. 1

「にれのき会会則第8次改正 150315 本部案」を“にれのき”会役員  
(**牧本**会長・**佐能**副会長・**堀井**庶務幹事・**秦**会計幹事・**竹盛**会計幹事第  
一代理・**河邊**会計幹事第二代理・**牧田**HP管理者・**福元**HP副管理者・  
**細野**北海道東北地区幹事・**栖原**同地区副幹事・**松原**関東北部地区幹事・  
**高岡**同地区副幹事・**本間**関東南部地区幹事・**沖**同地区副幹事・**若杉**同地  
区副幹事・**鷹田**近畿中部地区幹事・**村川**同地区副幹事・**松本**中国四国地  
区幹事・**田中**同地区副幹事・**米永**九州沖縄地区幹事・**真角**同地区副幹事)

eメール再審議

9. 2015 (平成27年). 4. 15

「にれのき会会則第8次改正 150415 案」を本部役員会確定

[註] 黄色塗潰し朱字ハ第8次改正 150415 案デアル。

10. 2015 (平成27年). 4. 末 ~ 6. 30

「にれのき会会則第8次改正 150415 案」を“にれのき”会アンケート  
総会審議 (会費完納のeメール保有正会員へ「にれのき会会員名簿  
27.4.1」・「FY26 会計報告」と共に「にれのき会会則第8次改正 150415  
案」をeメール添付送付し、会費完納のeメール未保有正会員へ「にれ  
のき会会員名簿 27.4.1」・「FY26 会計報告」と共に「にれのき会会則  
第8次改正 150415 案」を郵送等の手段により送付する。)

11. 2015 (平成27年). 10. 1

「にれのき会会則第8次改正 28.3.20」を本部役員会確定

12. 2016 (平成28年). 4. 末

「にれのき会会則第8次改正 (平成28. 3. 20)」・「FY27 会  
計報告」を、会費完納のeメール保有正会員へeメール添付送付し、会  
費完納のeメール未保有正会員へ郵送等の手段により送付する。

## [第8次改正の趣旨]

「にれのき会会則第6次改正（平成18. 3. 25）に拠り徴収した会費は、10年[平成18（2006）年度～平成27（2015）年度]会費です。其の10年会費の支出内訳は、インフレを考慮した①終身の慶弔費（会費納入正会員の結婚に対する祝電，会費納入正会員の死亡に対する生花／花輪・弔電，**会費未納正会員の死亡に対する弔電**，会費納入正会員の夫人の死亡に対する弔電，会費納入正会員の実／養／義父母死亡に対する弔電，会費納入正会員の未亡人夫人会員の死亡に対する弔電，**名誉会員の死亡に対する生花／花輪・弔電**，**特別会員の死亡に対する弔電**，**準会員の死亡に対する弔電**）、②FY2006－FY2015にれのきホームページ維持管理費、③FY2006－FY2015毎年の年度会計報告費（印刷コピー機使用料・用紙代・製本代・封筒代・郵送費）、④FY2006－FY2015三年毎の会員名簿発行費（印刷コピー機使用料・用紙代・製本代・封筒代・郵送費）及び⑤FY2006－FY2015連絡調整費（2005年・2015年のアンケート調査・集計結果報告に係る作業室使用料・印刷コピー機使用料・製本代・用紙代・封筒代・郵送費等）を予定していました。

また、『にれのき会会則（第6次改正）』に「第26条 ホームページの運営期間は、平成18（2006）年度～平成27（2015）年度とする。」「第28条 会則の見直しを、原則として、平成27（2015）年度に行うものとする。」とあります。

即ち、平成28（2016）年度以降の②“にれのきホームページ維持管理費”・③“毎年の年度会計報告費”・④“三年毎の会員名簿発行費”が計上されていないので、にれのき会本部はA案「追加会費を徴収して“にれのきホームページ”の維持管理・“年度会計報告”の毎年郵送・“会員名簿”の三年毎郵送を継続する案」か又はB案「追加経費を徴収せずして“にれのきホームページ”を維持管理し“年度会計報告等の郵送”・“会員名簿の郵送”を廃止する案」か又はC案「追加経費を徴収せずして“にれのきホームページ”・“年度会計報告等の郵送”・“会員名簿の郵送”を廃止する案」から選択することにしました。

そこで、にれのき会本部は、改正案を検討した結果、B案（「にれのき会会則第8次改正 140720 本部案」）を策定しました。

其の後、にれのき会役員によるeメール審議の際、河邊会計幹事第二代理が再び詳細な会計分析見積により推計した結果、「少なくとも平成37（2025）年度まで“にれのきホームページ維持管理費”・“毎年の年度会計報告費”・“三年毎の会員名簿発行費”は何とか為る。」と判明しました。これは、

「にれのき会会則第6次改正（平成18.3.25）」後、平成18（2006）年度当初から経費の節減に努めてきたからです。つまり、「にれのきホームページ」の維持管理や毎年の「年度にれのき会計報告」や三年毎の「にれのき会員名簿」発行や「アンケート調査・集計結果報告」を業者に委託することなく役員等のボランティア活動により賄った事および会員への送付手段を極力安価なクロネコメールにした事など種々工夫ならびに会則第29条に規定されている役員等への交通費等支弁も厳格に管理運用する等の支出削減を推進して、経費節減に努めてきた証（あかし）と思料します。

そこで、にれのき会本部は第四案（小規模改正）たるD案「追加経費を徴収せずして“にれのきホームページ”の維持管理・“年度会計報告”の毎年郵送等・“会員名簿”の三年毎郵送等を継続する案」（「にれのき会会則第8次改正150315本部案」）を策定しました。

そして、にれのき会役員によるeメール再審議を経て、「にれのき会会則第8次改正150415案」を策定しました。

其の後、「にれのき会会則第8次改正150415案」は、正会員に拠るアンケート総会で承認を得て、「にれのき会会則第8次改正（平成28.3.20）」として改正されました。

## 第 1 章 総 則

[解説] 同期生は太い絆 [人と人との離れ難い情実] で結ばれています。けれども、不自由の側面を有する絆 [馬・犬・鷹などの動物を繋ぎ止める綱] に繋縛された濃厚な人間関係に疲れたのか、同期の絆を細くして“にれのき会”活動に意図的不参加の会員も居ますし、同期の絆を断ち切って“にれのき会”から退会した人も居ます。人それぞれ人生いろいろで構いません。しかし、男を磨く白砂青松の江田島道場で共に汗を流した事実および太い絆で結ばれた同期生の縁は忘れ難く、活動参加再開も有るでしょう。

期生会活動はボランティアですので、“にれのき会会則・にれのき会活動各実施要領などに基づいて、各人の都合の付く範囲内で其の活動に参加する事”が大原則です。仕事等が多忙に為って、体調が悪くなって、家族の都合に合わせる必要が生じ、上手く連絡出来なくて、また忘れてしまって、予定されていた行事を欠席する事など、全く問題なく責任も問われません。同期生の気安さから「御免ね」で一件落着です。ボランティア活動を長続きさせる為には、“不真面目・無責任・エンジョイ・無頓着・気楽”がキーワードだそうです。長年、自衛官を遣って来た我々にはトンデモナイと感じますが、退官者だし、義務的職務で無いことだし、各自所用も在ることだし、体も思う様に動かないことだし、夫々の不都合を抱えて生きていることだし、我々も見習いたいものです。

(名 称)

第 1 条 本会は、「にれのき会」と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員の生涯にわたる融和、団結及び相互扶助を図り、併せて海上自衛隊の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 会 員

(会員の区分)

第 3 条 本会の正会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 海上自衛隊幹部候補生学校第20期[1969.4.5-1970.3.26]卒業生  
＜参考＞ 昭和45年(1970年)3月26日に卒業した者は、第1分隊27名、第2分隊26名、第3分隊28名、第4分隊27名、第5分隊28名及び第6分隊27名の総計163名である。

(2) 夫人会員から正会員になることを希望して会費を納入した者

(3) 特別会員から正会員になることを特に希望して会費を納入した者

2 本会の夫人会員は、海上自衛隊幹部候補生学校第20期卒業生の未亡人とする。

3 本会の名誉会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 海上自衛隊幹部候補生学校第20期生が幹部候補生学校在学中の学校長、教育部長、第1学生隊長、第1学生隊長付、第1学生隊各分隊長、幹事及び幹事付

(2) 昭和45年度遠洋練習航海実習の司令官、かとり艦長及びきくづき艦長

4 本会の特別会員は、コレスであって、正会員の推薦により本部役員会による審査を経て会長の承認を得た者とする。

[解説] 類語の定義は次のとおりです。

(1) 同窓生；学校または恩師を同じくする卒業生を同窓生と言います。

(2) 同級生；学年／学級を同じくする在校生を同級生と言います。

(3) 同期生；入学年度・入社年度／卒業年度を同じくする仲間を同期生と言います。

(4) クラスメイト；帝國海軍・海上自衛隊では、同期生をクラスメイトと言ひ、同期生の期生会をクラス会と通称します。

(5) コレス；英語のコレスポонденズ *correspondence* (相当) の略で、帝國海軍・海上自衛隊では卒業年度／任官年度を同じくする同期生以外の士官をコレスと言います。(半玉から芸妓に成った年次が任官年次と同じ場合でさえ、海軍士官は「千代菊と俺はコレスだ！」と言いました。) 例えば、海候校20期生と防衛大学校第13期生の陸上要員・航空要員・海候校を卒業していない海上要員や海候校の飛行課程・部内課程・予定者課程・公募幹部課程の1969年度卒業生や69陸候校卒業生・69空候校卒業生や外国の各士官学校の1969年度卒業生はコレスです。

5 本会の準会員は、にれのき会の活動に貢献した者であって、正会員の

推薦により本部役員会による審査を経て会長の承認を得た者とする。

(会員の特典)

第4条 会員は、本会の活動に参加し、その恩恵を享受することが出来る。

(正会員の義務)

第5条 正会員は、次の各号に掲げる義務を有する。

- (1) この会則を守り、積極的に本会の活動に参加すること
- (2) 自己の住所、勤務地、連絡先等に変更があった場合、及び他会員の状況を得知した場合は、速やかに地区幹事を通じて、本部に連絡すること
- (3) 期日までに会費を納入すること

(退 会)

第6条 会員は、会長にその旨の意思表示をすることにより退会することが出来る。

- 2 会員が死亡したとき、又は五年間その居所が知れないときは、退会したものと見做す。

(抛出品等の不返還)

第7条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

### 第3章 機関等

#### 第1節 役 員

(役 員)

第8条 本会の運営機関として、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長・副会長第一代理
- (3) 庶務幹事・庶務幹事第一代理
- (4) 会計幹事・会計幹事第一代理・会計幹事第二代理

[解説] 2011.3.11 東日本大震災に鑑み、天災・人災・疾病等に係る不測事態後“にれのき会活動”の円滑継続を図る本部役員を增強する為に、新たに 2011.8.1 付で副会長第一代理・庶務幹事第一代



理・会計幹事第一代理・会計幹事第二代理を配置しました。其の趣旨は、役員（活動作業員）増加による“にれのき会活動”の活性化、増員による役員の負担軽減、役員増加による天災・人災・老病に係る不測事態への冗長性確保および「にれのき会本部役員の共有資料」を保有する増強本部役員による天災・人災・老病に係る不測事態後“にれのき会活動”の円滑継続です。期生会活動はどうしても個人負担（往復交通費・会費）を伴います。ましてや役員は、時間・労力・費用に係る個人負担が多く為りますので、其の負担軽減の為にも役員を増員しました。[第7次改正]

増強役員の判別を容易にする為に敢て平仄を合わせず、本部役員は〇〇代理とし地区役員は副〇〇として、加齢健忘症に備えました。

また、会計幹事・会計幹事第一代理・会計幹事第二代理の就任は“←会計幹事第二代理←会計幹事←会計幹事第一代理←会計幹事第二代理←”のローテーションですので、覚え易いものと思います。

更に、(財)水交会主催海自 OB 諸団体等連絡会（幹候期会等連絡会が2011年に発展解消した連絡会）に本部役員が交代で出席する際、(財)水交会役員や他団体代表は、肩書き「副会長補佐」「副会長代理」等よりも、偉そうな正式名称の肩書き「副会長第一代理」等を海候校20期生会の代表と捉える様です。

#### (5) 地区幹事・地区副幹事

[解説] 関東北部地区幹事溝下素夫兄（2010.10.6 逝去）の葬儀も同期生諸兄の助力で無事に終わるも、Hot Wash-up Report に抛り頭かになった弱点は「御遺族からの逝去第一報受領者による訃報第一報・訃報第二報⇒各地区幹事⇒各地区会員への連絡体制が円滑で無かった。」事でありました。1999.2.23 佐藤俊夫兄逝去・1999.9.19 長殿久丸兄逝去以来の訃報だったので、現役時代と異なり連絡体制が充実されていませんでした。そこで、本部役員・地区幹事と雖も旅行したり又は体調不良の時も在るので、それらの状況を補う為に、新たに2010.11.1付けで地区副幹事を配置しました。[第7次改正]

(会 長)

第9条 本会を代表し、会務を総括する者として、会長一名を置く。

2 会長は、会員を代表して、本部役員会の決定を承認する。

(本部役員)

第 10 条 関東北部地区または関東南部地区に本部を設置し、副会長・副会長第一代理、庶務幹事・庶務幹事第一代理及び会計幹事・会計幹事第一代理・会計幹事第二代理を置く。

2 本部役員は、当該各号に掲げる事務を所掌する。

[解説] これのき会本部業務は、①会則の維持管理および改正案の策定，②各活動実施要領の策定，③総会の企画，④本部役員会の企画，⑤これのき会活動の推進，⑥地区幹事との連絡調整，⑦会員からの連絡に対応，⑧会計監査，⑨役員名簿の維持管理，⑩会員名簿の維持管理，⑪会員名簿の e メール添付毎年送付／三年毎郵送等（会員名簿の確認・調整・e メール／郵送等連絡），⑫会費の徴収，⑬会費の送金，⑭会費の運用，⑮会計事務，⑯年度会計報告のホームページ毎年掲載／毎年郵送等（報告書の起案・推敲・調整・e メール／郵送等連絡），⑰会員逝去等の対応（弔電処置～生花／花輪代金振込み、後日入手した訃報に対する香典等の事後処置），⑱ホームページの維持管理，⑲防衛諸団体との交流（財水交会主催海自 OB 諸団体等連絡会に出席），⑳その他 e メール・FAX・電話・葉書による所要事項連絡です。

(1) 副会長

- ア 本会の運営全般について会長を補佐し、会長不在の際は、その職務を代行すること
- イ 本部役員会の開催及び本部事務の総括に関すること
- ウ 本会の活動の実行及び地区幹事との連絡調整に関すること
- エ 会計監査に関すること

(2) 副会長第一代理

- ア 副会長の補佐に関すること
- イ 副会長職務代行に関すること

(3) 庶務幹事

- ア 融和団結活動(ホームページの運営、記念行事及び親睦会を除く)に関すること
- イ 相互扶助活動に関すること
- ウ 会員の変動・消息及び会員名簿の作成・修正に関すること

(4) 庶務幹事第一代理

- ア 庶務幹事の補佐に関する事
- イ 庶務幹事職務代行に関する事
- (5) 会計幹事
  - ア 会計事務及び会計報告に関する事
  - イ 会費の徴収及び各地区への送金に関する事
  - ウ 会費の運用に関する事
- (6) 会計幹事第一代理
  - ア 会計幹事の補佐に関する事
  - イ 会計幹事職務代行に関する事
- (7) 会計幹事第二代理
  - ア 会計幹事の補佐に関する事
  - イ 会計幹事職務代行に関する事

(地区幹事・地区副幹事)

第 11 条 各地区に、地区幹事一名と地区副幹事若干名を置く。

[解説] 地区幹事の労力は、相当なものであり、地区会員数に比例します。そこで、地区幹事の労力軽減の為に、地区会員数を 50 名以下とすべく、地区は構成されています。

にれのき会の団結は期待されていますが、地区別の◆◆人的団結は期待されていません。地区の親睦会等は開催されて然るべしですが、他地区から参加しそうな会員へ積極的に声を掛け、他地区からの参加を拒むものでないのは当然です。よって、「◆◆地区親睦会」等という名称でなく、開催地を付した「〇〇にれのき会 (ex. 札幌にれのきゴルフコンペ ex. 東京にれのき会・横浜にれのき会・千葉にれのきゴルフコンペ ex. 神戸にれのき会 ex. 呉にれのき会 ex. 佐世保にれのき会・福岡にれのき会)」にすれば宜しいものと思料します。

地区は管理編成であり、各種行事(親睦会等)は任務編成です。

- 2 地区幹事は、担当地区に所在する会員を代表し、次の各号に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 地区における本会の活動の実行及び本部との連絡調整に関する事
  - (2) 地区集会の開催及び地区会員の変動・消息に関する事
  - (3) 地区の会計事務及び会費の運用に関する事
- 3 地区副幹事は、地区幹事を補佐し、地区幹事職務代行に任じる。

(役員任期及び交代)

第12条 役員任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員が転出、心身の故障その他の事由により事務の遂行に堪えないときは、交代できるものとし、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

(役員選出)

第13条 会長の選出は、現会長が指名するものとし、会長が事故等により指名できないときは、本部役員協議において選任する。

- 2 副会長、庶務幹事及び会計幹事の選出は、現任者の推薦に基づき、会長が指名する。現任者が事故等により推薦できないときは、会長が指名するものとする。
- 3 副会長第一代理、庶務幹事第一代理または会計幹事第一代理・会計幹事第二代理の選出は、現任者の推薦に基づき、副会長、庶務幹事または会計幹事が各々指名する。現任者が事故等により推薦できないときは、副会長、庶務幹事または会計幹事が各々指名するものとする。
- 4 地区幹事の選出は、地区会員の中から現任者が推薦し、地区会員の承認を得るものとする。現任者が事故等により推薦できないときは、地区会員が推薦する会員の中から会長が委嘱する。
- 5 地区副幹事の選出は、現任者の推薦に基づき、地区幹事が指名する。現任者が事故等により推薦できないときは、地区幹事が指名するものとする。

## 第2節 総会・地区集会

(地区等)

第14条 地区は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道・東北地区(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- (2) 関東北部地区(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都)
- (3) 関東南部地区(神奈川県)
- (4) 中部・近畿地区(新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- (5) 中国・四国地区(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

(6) 九州・沖縄地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

- 2 正会員は住所の所在する地区に所属するものとする。但し、勤務先所在地その他の事由により所属する地区の変更を希望する場合は、関係する地区幹事に申し出て所属する地区を変更することが出来る。
- 3 地区幹事は、地区会員の同意を得て、支部を置くことが出来る。

#### （総 会）

第 15 条 総会は、本会の最高の議決機関とする。議決の形式はアンケート形式をとることを妨げない。議決は、出席者（アンケートの回答）の過半数をもってする。

- 2 総会は必要に応じて、会長が招集する。但し、全会員の三分の一以上又は三地区以上の地区幹事から開催の要請がある場合は、総会を招集しなければならない。

#### （本部役員会）

第 16 条 本部役員会は、総会に代わって、本会の定常的な活動の細部又は軽易な事項を決定する。審議・決定の手段として e メール媒体をとることを妨げない。

- 2 急を要する事項について審議し、会長の承認を得て、本会の決定として執行する。但し、重要な事項については、総会に事後報告し、承認を得るものとする。

#### （地区集会）

第 17 条 地区集会は、各地区の事情に応じて定期に開催するほか、各地区の幹事が必要に応じて招集する。

- 2 会員は、上京の途次など可能なときは、極力、本部の所在する地区の定期集会に参加して、本部・地区間の交流を深めるように努めるものとする。

## 第 4 章 本会の活動

#### （事 業）

第 18 条 本会の事業は、主として次の各号に掲げる事項である。

- (1) 融和団結活動
  - ア 会報の発行
  - イ ホームページの運営（にれのきホームページ運営委員長等は会長が指名する。）
  - ウ 会員名簿の発行
  - エ 記念行事（にれのき記念行事実行委員長等は会長が指名する。）及び親睦会等
- (2) 相互扶助活動
  - ア 会員等の慶弔
  - イ 会員の遺族への支援
  - ウ その他、会員への支援
- (3) その他総会で議決された事業

（事業報告）

第 19 条 会長は、次の各号に掲げる事項について、適宜の時期に会員に報告しなければならない。

- (1) 会員の変動・消息及び会員名簿
- (2) 役員の変更
- (3) 会計報告

[解説] 「年度会計報告」は、“にれのきホームページ”に掲載しますので、閲覧ください。なお、パソコンなど未保有の会費完納正会員には、「年度会計報告」を郵送等の手段により送付します。[第 8 次改正]

- (4) 本会の活動状況
- (5) その他必要と認める事項

## 第 5 章 会 計

（会 費）

第 20 条 会費は一括徴収方式とし、正会員は所定の期日までに 10 年会費（¥40,000）を本部に納入するものとする。

[解説] 「にれのき会会則第 6 次改正（平成 18. 3. 25）」に拠り徴収した会費は、10 年 [平成 18 (2006) 年度～平成 27 (2015) 年度] 会費でした。

其の10年会費の支出内訳は、インフレを考慮した①終身の慶弔費（会費納入正会員の結婚に対する祝電，会費納入正会員の死亡に対する生花／花輪・弔電，会費未納正会員の死亡に対する弔電，会費納入正会員の夫人の死亡に対する弔電，会費納入正会員の実／養／義父母死亡に対する弔電，会費納入正会員の未亡人夫人会員の死亡に対する弔電，名誉会員の死亡に対する生花／花輪・弔電，特別会員の死亡に対する弔電，準会員の死亡に対する弔電）、②FY2006－FY2015 にれのきホームページ維持管理費、③FY2006－FY2015 毎年の年度会計報告費（印刷コピー機使用料・用紙代・製本代・封筒代・郵送費）、④FY2006－FY2015 三年毎の会員名簿発行費（印刷コピー機使用料・用紙代・製本代・封筒代・郵送費）及び⑤FY2006－FY2015 連絡調整費（2005年・2015年のアンケート調査・集計結果報告に係る作業室使用料・印刷コピー機使用料・用紙代・封筒代・郵送費等）を予定していました。

- 2 会費は、本部が一括管理するものとする。
- 3 会長は、各種事業を遂行するために、特別会費を徴収することが出来る。

（慶弔基準）

第21条 会員等の慶弔基準を別紙のとおりとする。

なお、本基準は、訃報を後日入手した場合の事後処置として、弔電あるいは弔電および生花または花輪に代えて、香典を送付して弔意を示すものとする。

[解説] 訃報を後日入手した場合の事後処置については、平成21年（2009年）7月31日に合意事項として追加された規定であるため、未だ会員各位に浸透していないように認識されます。会員各位におかれましては、事後処置に逡巡されることなく、会員の権利として対応されるよう希望します。[第8次改正]

- 2 地区幹事は、急を要する場合、本部への連絡に先立って基準に基づく処理を実施し、その後に本部へ連絡することが出来る。

## 第6章 特別規則

(会則の改正)

第 22 条 この会則の改正は、十人以上の正会員の要請により発議され、本部役員会で審議し、総会の議決により改正される。

(リコール等)

第 23 条 全会員の半数以上の要請により発議された総会において、全会員の三分の二以上の賛成があった場合、会員の資格を失わせることができ、役員はこれを罷免することが出来る。

(解散及び残余財産の処分)

第 24 条 本会は、総会において全会員の三分の二以上の承諾がなければ、解散の議決をすることが出来ない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

(施行期日)

旧第 25 条 本会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

但し、副会長第一代理・庶務幹事第一代理・会計幹事第一代理・会計幹事第二代理に関しては平成 23 年 8 月 1 日に遡り、地区副幹事に関しては平成 22 年 1 月 1 日に遡り、施行する。



第 25 条 本会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(ホームページの運営期間)

旧第 26 条 ホームページの運営期間は、平成 18 (2006) 年度～平成 27 (2015) 年度とする。



第 26 条 ホームページの運営期間は、平成 18 (2006) 年度～平成 37 (2025) 年度 (ただし、ホームページ管理者等にホームページ継続に支障ある事態が生じた時は、本部役員会の決議を得て、其の時期) とするものとする。

[解説] にれのきホームページは可能な限り運営する所存ですが、にれ



のきホームページ管理者／にれのきホームページ副管理者の体調等の都合が悪く為った場合、又にれのきホームページの経費が慶弔費等支出の会費運用に支障を来す主因の虞と為る場合、にれのきホームページの運営が中断または早期に終了する事もあります。

[第8次改正]

(会員名簿の発行・郵送年度)

旧第27条 会員名簿の発行・郵送年度は、平成18(2006)年度・平成21(2009)年度・平成24(2012)年度・平成27(2015)年度とする。



(会員名簿の発行)

第27条 会員名簿の発行について、eメールアドレス保有の正会員には、年1回、eメールに添付して「会員名簿」を送付するものとする。また、eメールアドレス未保有の正会員には、郵送等により、「会員名簿」を平成18(2006)年度・平成21(2009)年度・平成24(2012)年度・平成27(2015)年度・平成30(2018)年度・平成33(2021)年度・平成36(2024)年度などに送付するものとする。

(会則の見直し)

旧第28条 会則の見直しは、原則として、平成27(2015)年度に行うものとする。



第28条 会則の見直しは、適宜、行うものとする。

[解説] 第9次改正は、“にれのきホームページ”の運営終了関連です。

[第8次改正]

(役員等の交通費等支弁)

第29条 次の各号に掲げる条件を満たした場合、会議等に出席する役員等に対し、交通費等を支弁するものとする。なお、交通費等とは、自宅から会議等開催場所間の往復交通費(実費)及び会議室使用料をいう。但し、日当は含まないものとする。また、利用する交通機関は、路線バス及び在来線鉄道のみとし、新幹線やタクシーを含まないものとする。

[解説] 会員の大半の所得が年金に移行した現状に鑑み、時間・労力・費用に係る個人負担の多い役員等の代金負担軽減のため、止むを

得ず開催された直談会議に出席した役員等へ往復交通費・会議室  
使用料を支弁することとしました。[第7次改正]

(1) 対象とする会議及び出席者の範囲

計画～検討～審議～決定、連絡・調整及び申継ぎ等はeメール／FAX／電話／書簡等の媒体で行なうのを原則とするが、媒体に抛らず直談やむなしの会議を対象とし、出席者の範囲を限定する。

ア 本部役員会：計画～検討～審議～決定に当たる本部役員

イ 会計監査：副会長（会計監査人）及び会計幹事

ウ にれのきホームページ運営に伴う連絡調整会議：にれのきホームページ運営委員長及びにれのきホームページ管理者

エ 地区幹事が必要とする地区運営等に関する調整会議：地区幹事及び地区幹事が指定する会員

オ 役員等の新旧申し継ぎに係る会合：新旧本部役員、新旧にれのきホームページ運営委員長等及び新旧地区幹事

(2) 会議等の開催場所

開催場所は、可能な限り、出席者集散の利便及び経費の節減を考慮し、極力、無料の公共施設等を選定するものとするが、当該施設にこだわるものではない。

(3) その他

ア 交通費等の請求は、対象者毎、会議等の事前または事後に会計幹事へeメールまたはFAXで請求額の内訳を提示するものとする。また、会計幹事は、提示された内容を査定し、会長または副会長（会計監査人）の承諾を得たのち、当該請求に対応する。併せて、年度会計報告の科目の支出の部に、役員等の交通費等を新たに項立てし、交通費等支弁の支出実績を明確に示すものとする。

イ 会議等は、宿泊及び食事を伴わないこととする。

## 慶 弔 基 準

事 項 会員等	慶 事	弔 事	
	結 婚	死 亡	
	祝 電 (実費)	生花または花輪 (実費)	弔 電 (実費)
正会員	○	○ * 註 I を適用	○
正会員の夫人	×	×	○ * 註 I を適用
正会員の実／養／義父母	×	×	○ * 註 I を適用
夫人会員	×	×	○ * 註 II を適用
名誉会員	×	○	○
特別会員	×	×	○
準会員	×	×	○

< 註 I > 正会員のうち、海候校 20 期卒業生は会費納入者に限る。

< 註 II > 夫人会員のうち、会費を納入した海候校 20 期卒業生の未亡人に限る。

[解説] 旧慶弔基準は、各人が現役自衛官であることを基調としており、60 歳以降の事態に合致していないので、旧慶弔基準を引続き運用するならば、会費納入状況や慶弔支出増大から見て、近々、資金が欠乏します。また、会員の退官に伴い、年毎会費徴収が困難になっています。

そこで、平成 17 年度に正会員全員が第二の人生に入り、大半の会員が還暦を迎えて生活環境の変化する時期を捉え、将来を見据えた新慶弔基準に改正しました。それは、今後の慶弔支出を必要不可欠・最小限に抑えたものです。[第 6 次改正]